

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

名張市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 名張市地域

#### (1) 現況

本地域は、三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西 10.6km、南北 13.1km にわたり広がっており、周囲を山に囲まれ、山間部では急傾斜地域で、特定農山村地域に指定されるなど、棚田等において稲作経営が行われている。このことから平野部の農村地域と比べて生産条件の格差が大きい。したがってこれを補正する取組を行うことが必要である。

また平野部の農村地域では、ほ場整備事業により農地区画の整理が進み、農地利用促進や大型機械の導入により生産効率の向上が図られてきたものの、農業者の高齢化及び減少に伴う営農環境の悪化、農地転用による開発志向など農村地域の豊かな景観は脅かされつつある。その上、農産物の価格の低迷は、農業者の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念されている。

したがって、このような状況に対処するために、農地や農業用施設の保全に関する農業者の負担軽減を図り、持続的な生産活動によって美しい農村環境の維持保全に努めることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに併せて、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、農村地域の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 2 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美旗地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業
②	薦原地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	蔵持地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	比奈知地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	川西梅が丘地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	錦生地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業
⑦	赤目地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業
⑧	箕曲地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業
⑨	青蓮寺百合が丘地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業
⑩	国津地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり。(法第3条第3項第2号事業関係)

(法第3条第3項第2号事業関係)

## 1 対象地域及び対象農用地

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

#### ア 対象地域（旧村名）

通常地域（特定農山村法等の指定地域）

国津（国津村）

#### 特認地域

錦生（錦生村）、長坂（滝川村）、箕曲（箕曲村）、南古山（古山村）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### (イ) 市町村長の判断によるもの

###### a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

###### (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

###### (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

###### (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

###### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田

8 %以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ウ) 三重県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の扱い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

#### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手となる者を集落協定で指名する。

## 3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、名張市の名張市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて名張市長が認定する者とする。

#### **4 集落相互間等の連携**

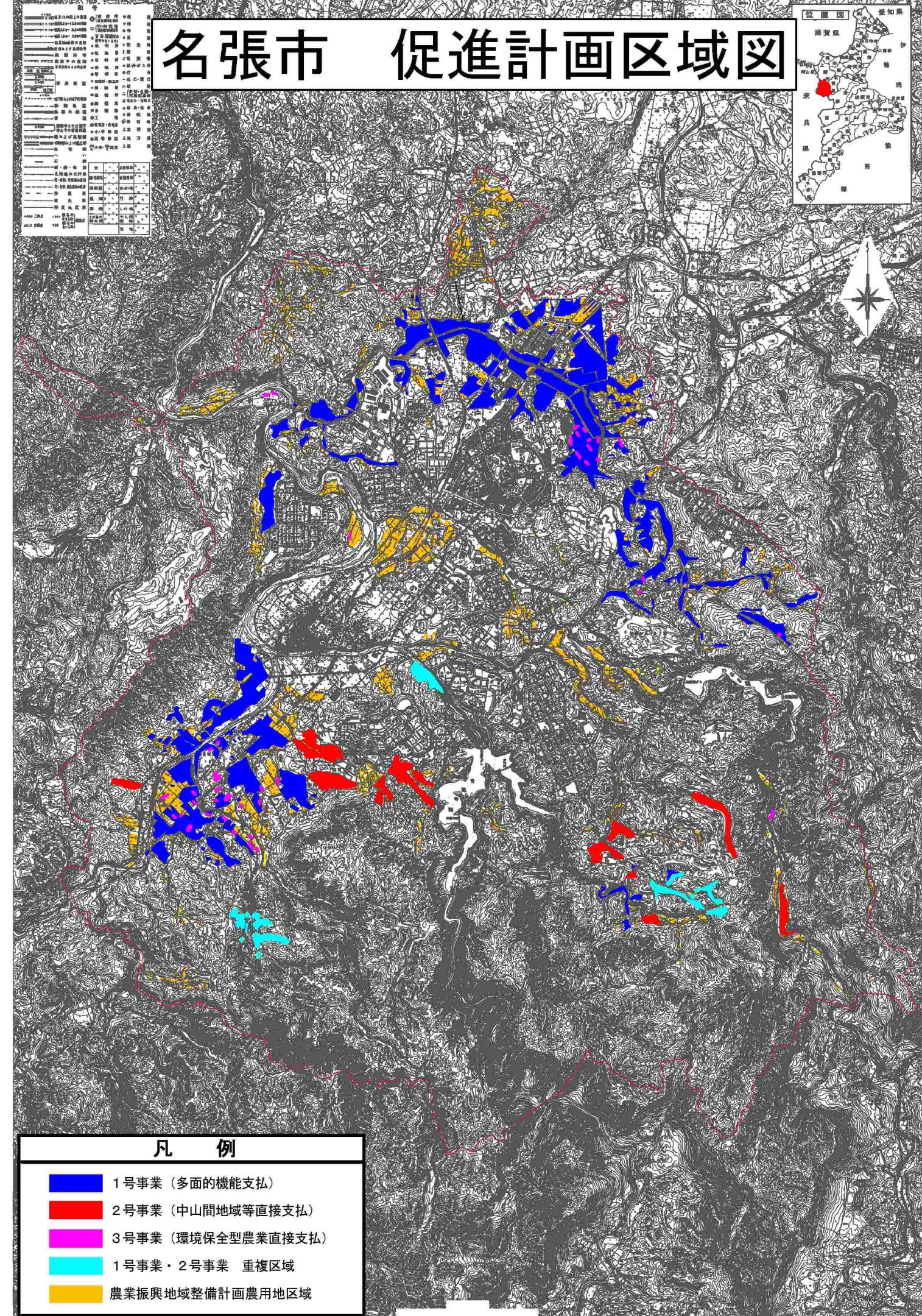
当市は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、当市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、N P O 法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

# 名張市 促進計画区域図



## 凡 例

- 1号事業（多面的機能支払）
- 2号事業（中山間地域等直接支払）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払）
- 1号事業・2号事業 重複区域
- 農業振興地域整備計画農用地区域